

# 伊勢市育児・家事支援事業運営業務委託仕様書

令和7年8月

伊勢市健康福祉部福祉総合支援センター

## 伊勢市育児・家事支援事業運営業務委託仕様書

### 1. 委託業務の概要

#### (1) 委託業務名

伊勢市育児・家事支援事業運営業務委託

#### (2) 委託業務の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

#### (3) 委託事業の内容

養育支援が必要と認められる家庭に対して、訪問支援員を派遣調整し、訪問による育児・家事支援を実施する。

#### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2. 業務内容

#### (1) 受託者の業務

受託者は、以下の業務を担うこととし、その他については調整を行い決定する。

- ① 訪問支援員の人選・連絡調整（1訪問につき 訪問支援員2名を派遣）
- ② 訪問支援の実施を円滑に図るためのコーディネーターの設置  
※コーディネーターは常駐とし、訪問支援員の人選、連絡調整、事務処理などの業務に当たる。
- ③ 訪問支援員のふりかえり会議の開催
- ④ 訪問支援員研修（基礎、フォローアップ、スキルアップ等）の実施
- ⑤ 育児・家事支援連携会議（隔月1回）への参加
- ⑥ 関係機関（市役所・児童相談所等）との連絡調整
- ⑦ その他市長が必要と認める業務

#### (2) 訪問支援員の業務

訪問支援員は、児童虐待の予防や子育て世帯の訪問支援など養育に関する相談・支援について専門的知識及び経験を有する者で、以下の業務を行う。

- ① 育児・家事支援を通じた養育環境の維持・改善及び育児の相談・支援
- ② 訪問日誌の作成・報告
- ③ ふりかえり会議への参加

#### 【具体的な支援内容】

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ、市が必要と認めた場合、以下の内容を包括的に実施する。

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握

#### 【訪問支援員の業務時間】

原則として、土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から金曜日の午前9時～午後5時までの間で、支援計画に応じた1～2時間の訪問支援及び訪問日誌の作成等に必要な時間とする。

上記以外で、訪問支援する場合は受託者と市で調整を行う。

#### （3）補償

受託者は、訪問支援員の活動中に生じた事故等に対応するため、賠償責任保険（1事故につき2億円以上）に加入していること。なお、当該保険料については委託料に含むものとする。

#### （4）報告書の提出

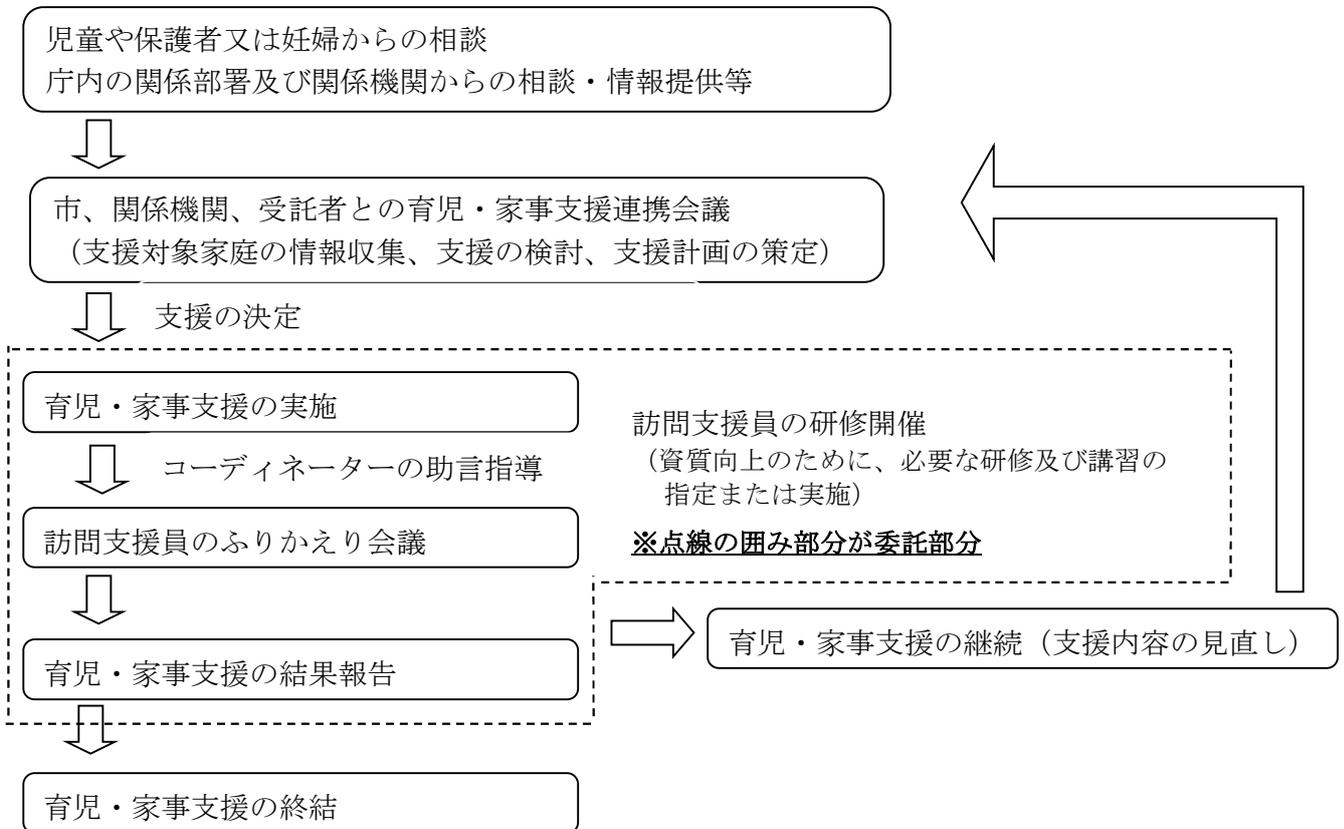
受託者は事業の実施状況を記載した報告書を市に提出すること。

- ① 活動報告書 実施月分を翌月の10日まで ただし3月分は3月31日まで
- ② 年度実績報告書 実施年度分を年度末の3月末日まで

### 3. 事業実施体制

#### (1) 事業の流れ

事業については、以下に示す手順を基本として実施する。



#### (2) 訪問支援の時間計算

訪問支援を開始した後、1時間に満たない場合は1時間とみなす。1時間を超える支援を実施した場合は、30分未満は1時間あたりの訪問支援費の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として取り扱う。

#### (3) 訪問支援の取り消し

支援対象家庭が事業の実施を取り消した場合は、キャンセル料として次の金額を請求することができる。なお、避難勧告等の発令や暴風警報等の発表による取り消しの場合は、キャンセル料を請求できない。

- ・前日までの取り消し…なし
- ・当日の取り消し…1時間あたりの訪問支援費の半額
- ・訪問後の取り消し…1時間あたりの訪問支援費の全額

#### 4. 支払い方法

月払い。

受託者は訪問支援を実施した月の翌月の10日まで（ただし3月分は3月31日まで）に実績報告書及び請求書を市に提出する。市は実績を確認した上で、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

- ・ 運営事務費…契約金額を契約月数で除した額
- ・ 訪問支援費…契約単価額

※運営事務費の分割金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最初の分割金額に合算することとする。

#### 5. 業務に係る役割分担

取組事項	役割分担	
	受託者	市
対象家庭の情報収集	○	◎
連携会議の召集・実施・支援検討・終結の決定	○	◎
支援の決定・支援計画の作成	○	◎
訪問支援員のマニュアル作成	◎	○
訪問支援員研修（基礎、フォローアップ、スキルアップ等）	◎	
訪問支援員の人選・連絡調整	◎	
支援の実施	◎	
訪問支援員のふりかえり会議	◎	
育児・家事支援に係る消耗品等の準備	◎	○
業務の実績報告・統計	◎	○

◎は主体的な役割を持つことを示しています。

#### 6. 令和6年度活動実績

訪問実家庭数 14戸 延べ訪問件数 174件

#### 7. 特記事項

- (1) 事業の実施にあたっては、伊勢市育児・家事支援事業実施要領を遵守し、市の子育て支援の施策及び推進に関し協力すること。
- (2) その他必要な事項は、市と協議の上、決定する。